第1回日本脳炎の予防接種に関する小委員会における議論の概要

1. 定期予防接種の積極的な勧奨の取り扱いについて

① 予防接種における積極的な勧奨の取り扱いについて

- 平成21年における乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給実績出荷量および副反応報告の状況等を勘案すると、1期の予防接種について、積極的に勧奨する段階に至ったものと考えられるのではないか。
- 第2期の予防接種については、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに係る2期の予防接種として用いた場合の有効性・安全性等についての知見の集積」の結果を受けて、 今後、検討することとしてはどうか。

② 定期予防接種における積極的な勧奨を行う場合の対象者について

○ 予防接種実施要領(平成17年1月27日付健康局長通知「定期の予防接種の実施について」)にて示されている標準的な接種期間^(※)に該当する者に対して積極的な勧奨を行うことが妥当ではないか。

(X)

- ・第1期の予防接種は、初回接種については<u>3歳に達した時から4歳に達するまでの</u> 期間を標準的な接種期間として、6日から28日までの間隔を置いて2回行う。
- ・ 追加接種については、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- 第2期の予防接種については、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに係る2期の予防接種として用いた場合の有効性・安全性等についての知見の集積」の結果を受けて、 今後、検討することとしてはどうか。

- 2. 平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する対応について
- ① 積極的な勧奨を差し控えたことにより1期の接種機会を逃した者のうち、対応をとることとする者の範囲について
 - 平成17年の積極的な勧奨の差し控えが行われた当時に予防接種法施行令で定められている接種年齢であった児のうち、初回接種(3回)を終了していない者に対して接種機会を提供することが必要ではないか。
- ② 積極的な勧奨を差し控えたことにより1期の接種機会を逃した者のうち、1期不完全接種者に対する接種機会について

(参考)1期不完全接種者

- ア)初回接種を全く受けていない児
- イ) 初回接種を1回受けた児(不完全な基礎免疫者)
- ウ) 初回接種を2回受けたが追加接種を受けていない児(不完全な基礎免疫者)
- 日本脳炎ウイルスに対する基礎的な免疫を付与するためには、初回接種(3回接種)が必要と考えられている。初回接種(3回接種)の接種間隔に関する根拠は、限られているものの、これまでに受けた接種回数を勘案し、不足している回数の追加接種の機会を設けることが妥当ではないか。
- ③ 積極的な勧奨を差し控えたことにより1期の接種機会を逃した者に対する乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給予定量等を踏まえた対応について
 - 年齢を区切ることなく、小学生に該当する年齢の者に対して、幅広く接種機会を設けることが妥当ではないか。
 - 供給量を勘案すると、特定の年齢の者に対して、予防接種の積極的な勧奨を行うことが妥当ではないか。
 - 上記の意見を踏まえ、複数の案について供給量を勘案したシミュレーションを作成した上で、さらに検討することとしてはどうか。
- 3. 細胞培養日本脳炎ワクチンを 2 期の予防接種として用いた場合の有効性・安全性等に ついての知見の集積
 - 第2期の予防接種については、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに係る2期の予防接種として用いた場合の有効性・安全性等についての知見の集積」の結果を受けて、 今後、検討することしてはどうか。